

第14章 公害健康被害補償制度

第1節 概要

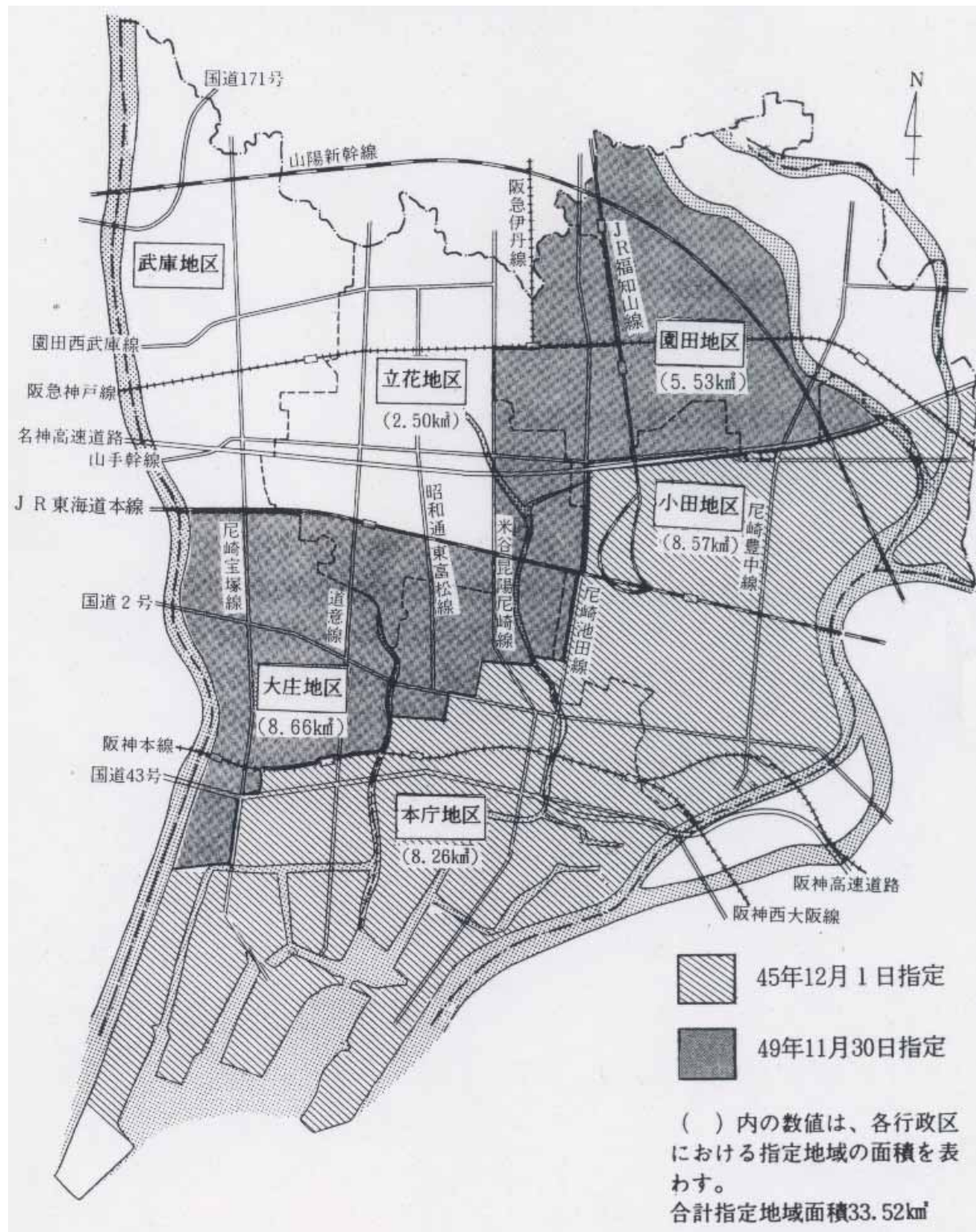
公害による健康被害の救済は、昭和45年11月に施行した本市の大気汚染に係る健康被害の救済措置に関する要綱により始まったが、同年12月に、市域の一部が公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号〔公害健康被害補償法の施行に伴い廃止〕）に基づく救済対象地域になり、その後、公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号。以下「旧補償法」という。）に基づく第1種指定地域に市域の約2/3が指定され、さまざまな事業を実施してきた。

しかし、我が国の大気汚染をめぐる情勢が変化したことなどにより補償制度の見直しが行われ、現在は、旧補償法の一部を改正した公害健康被害の補償等に関する法律（以下「新補償法」という。）及び、これを補完する尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例（昭和48年尼崎市条例第20号。以下「救済条例」という。）に基づき、健康被害の救済並びに予防に係る事業を実施している。（表 - 154、図 - 66）

表 - 154 補償制度の沿革

国	尼崎市
昭和	昭和
42. 8 「公害対策基本法」施行	45.11 「大気汚染に係る健康被害の救済措置に関する要綱」施行
44.12 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」（以下「救済法」という。）公布	48. 3 尼崎商工会議所と「公害病認定患者救済事業に関する協定」締結
45. 2 「救済法」施行	48. 4 「救済条例」施行「救済事業基金」設立
45.12 「救済法」本市に適用	49.10 「尼崎市公害健康被害認定審査会条例」施行 「尼崎市公害健康被害診療報酬審査委員会条例」施行 「尼崎市立健康の家」設置
48.10 「旧補償法」公布、「救済法」廃止	50.10 「尼崎市公害病認定患者救済資金貸付条例」施行
49. 9 「旧補償法」施行	53. 3 尼崎商工会議所と「公害病認定患者救済事業に関する協定」(S48.3.31の協定書に基づく事業の強化拡充)締結
49.11 「旧補償法」の一部が改正され、本市の指定地域拡大	55. 4 「尼崎市立いぶきの家」設置
62. 2 「旧補償法」一部改正案国会提出	56. 4 「尼崎市公害病認定患者葬祭費の助成に関する条例」施行
62. 9 一部改正案可決成立、「新補償法」公布	平成
63. 3 「新補償法」施行 「公害健康被害の補償等に関する法律」に名称改正 (改正内容) 第一種地域(大気系)の全面指定解除 新規認定の廃止 認定者の認定更新・給付継続 公害健康被害予防事業実施	元. 4 「尼崎市特定呼吸器疾病調査研究事業」実施
平成	5.12 「尼崎市特定呼吸器疾病調査研究事業に係る情報の評価等について」(報告)健康被害予防事業(ぜん息児童水泳訓練事業)追加
16. 4 独立行政法人「環境再生保全機構」設立(川崎市) (内容) ・公害健康被害補償予防協会を解散 ・公害健康被害補償予防協会業務を継承	11. 4 「尼崎市公害病認定患者救済資金貸付条例」廃止
	12. 3 「尼崎市立いぶきの家」の設置及び管理に関する条例」廃止
	12. 4 「尼崎市公害病認定患者葬祭費の助成に関する条例」一部改定(5万円10万円)、「在宅酸素療法助成事業要綱」施行、「一泊二日リハビリ・リハビリ事業要綱」施行、「転地保養事業助成金」改定、「水泳鍛錬奨励事業年齢制限」撤廃、「療養器具貸与事業」改定(加湿器追加)
	13. 7 現行事業の効果測定開始 現行事業転換計画の検討開始
	14. 9 事業アンケート調査の検討開始
	14.10 成人の健康回復事業における高齢者対策の実施(介護スタッフ導入・カリキュラムの見直し)
	15. 7 ぜん息キャンプ事業におけるアレルギー施策の強化(アレルギー食・カリキュラムの見直し及び専門スタッフの導入)
	15.10 救済事業の効果測定作業のまとめ 救済事業転換計画のまとめ(一次案)
	16. 2 事業アンケート調査の実施(対象：尼崎市公害認定患者)
	16. 4 「健康の家運営管理委託料」改定(管理体制の見直し)
	17. 4 「転地保養事業負担金」改定、「健康の家利用負担金」改定 リフレッシュ事業開始
	18. 4 インフルエンザ予防接種助成事業開始
	21.11 新型インフルエンザ(A/H1N1)予防接種助成事業実施

図 - 66 旧第一種指定地域(昭和63年3月1日解除)



第2節 健康被害の救済

1 認定患者の状況

新補償法の施行に伴い、昭和63年3月1日以後、新規の患者の認定は行われなくなった。

しかし、既認定患者に対する有効期間（慢性気管支炎、気管支ぜん息及び肺気しゅは3年、ぜん息性気管支炎は2年）の更新の認定は引き続き行うことになっており、尼崎市公害健康被害認定審査会の意見をきいて市長が認定している。

認定患者数については、昭和45年11月に認定を開始して以来、平成22年度末現在で11,208人で、このうち死亡3,884人等の異動があり、実認定患者数は2,157人（平成22年度末現在）である。（表 - 155、156）

表 - 155 被認定患者異動状況

区分 認定数	異動							実認定 患者数
	転入	転出	死亡	辞退	期間満了	否更新	計	
11,208	223	352	3,884	450	3,728	860	9,051	2,157

表 - 156 性別・年齢別死亡者の状況

区分	年齢 性別	0～	5～	10～	15～	20～	30～	40～	50～	60～	65	計
		4	9	14	19	29	39	49	59	64	以上	
22年度	男	-	-	-	-	-	-	3	-	-	17	20
	女	-	-	-	-	-	-	1	2	-	39	42
22年度 末 までの 累計	男	4	2	3	4	11	12	40	111	159	1,681	2,027
	女	2	4	-	3	7	6	27	90	111	1,607	1,857
	計	6	6	3	7	18	18	67	201	270	3,288	3,884

実認定患者数2,157人を認定疾病別にみると、気管支ぜん息1,864人（86.4%）、慢性気管支炎286人（13.3%）、肺気しゅ7人（0.3%）、ぜん息性気管支炎0人となっている。

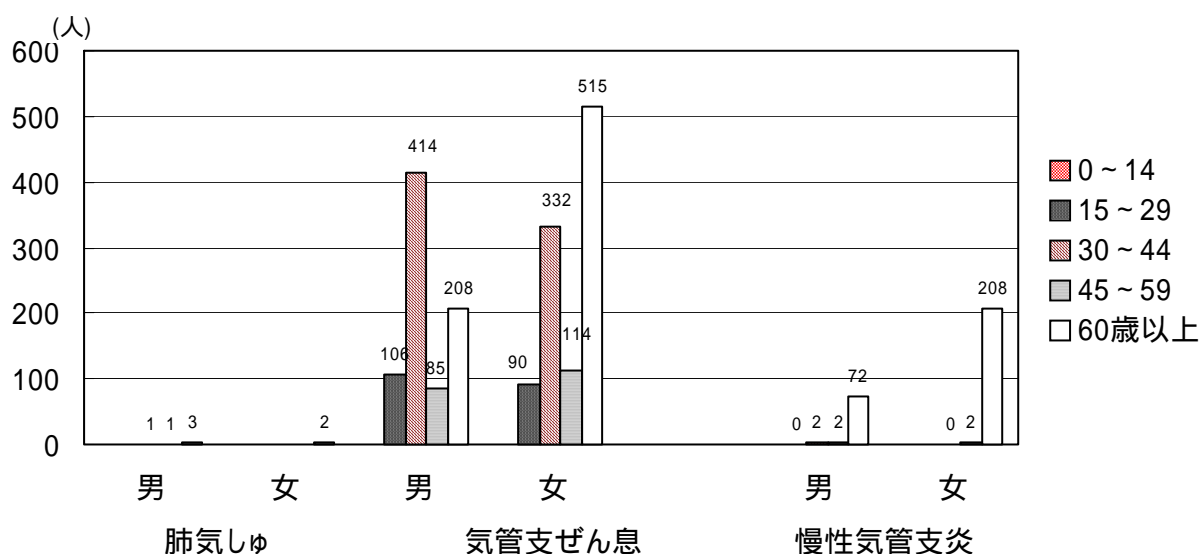
実認定患者数を地域別にみると、中央、小田地区で多く、次いで大庄、園田、立花、武庫地区の順になっている。（表 - 157）

疾病別・年齢別にみると、慢性気管支炎及び肺気しゅは60歳以上の人に多く見られるが、気管支ぜん息はすべての年齢階層にわたっている。（図 - 67）

表 - 157 地区別認定患者数の推移

年度	地区	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田	市外	計
18		632	569	271	216	76	255	437	2,456
19		608	531	263	209	73	243	430	2,357
20		589	523	249	201	66	241	429	2,298
21		568	508	229	194	65	229	428	2,221
22		549	485	227	187	65	221	423	2,157

図 - 67 疾病別・性別・年齢別認定者状況



2 給付の内容

新補償法に基づき認定患者及びその遺族などに対して支給する補償給付は、障害補償費等7種類である。(表 - 158)

平成22年度に支給した補償給付費総額は、3,555,996,706円(前年度比1.7%減)である。(表 - 159)

表 - 158 補償給付

給付の種類	給付の内容
療養の給付及び療養費	(1) 療養の給付 医療の現物給付 (2) 療養費 被認定者が立て替え払いした医療費に対して支給
障害補償費	障害の程度が3級以上である満15歳以上の者に支給する。 支給月額は、性別、年齢、障害の程度によって異なる。
児童補償手当	障害の程度が3級以上である満15歳未満の被認定者を養育している者に支給する。支給月額は、障害の程度によって異なる。(該当者なし)
療養手当	指定疾病について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の日数に応じて支給する。
遺族補償費	指定疾病により死亡した被認定者の遺族のうち、一定の要件を満たす者に支給する。
遺族補償一時金	遺族補償費を受けることができる者がいない場合に、一定の要件を満たす遺族に支給する。
葬祭料	指定疾病に起因して死亡した被認定者の葬祭を行った者に支給する。

表 - 159 公害健康被害補償給付状況

給付の種類	平成21年度		平成22年度	
	支給件数(件)	支給金額(円)	支給件数(件)	支給金額(円)
療養の給付及び療養費	42,105	1,333,319,629	41,290	1,317,494,267
障害補償費	21,520	1,619,667,940	21,039	1,593,197,790
児童補償手当	0	0	0	0
療養手当	20,103	467,387,100	19,499	453,182,100
遺族補償費	811	114,273,525	748	105,134,150
遺族補償一時金	19	72,863,800	23	77,028,399
葬祭料	24	11,122,000	26	9,960,000
計	84,582	3,618,633,994	82,625	3,555,996,706

3 公害保健福祉事業等

公害保健福祉事業は、認定患者の健康回復・保持及び増進を図る目的で実施するものであり、本市では、新補償法に基づく「転地療養」、「リハビリテーション」等の事業のほか、救済条例に基づき、「健康の家」の運営を行っている。その他、指定疾病に起因しないで死亡した者に対する葬祭費助成を実施している。(表 - 160、161)

表 - 160 転地療養事業等実施状況(平成22年度)

事業名	実施回数(回)	参加者数(人)	実施場所
成人の健康回復事業	1	54	県立いこいの村はりま
リフレッシュ事業	2	159	天然温泉あま湯

表 161 利用状況

年度	区分	尼崎市立健康の家				
		被認定患者			付添	合計
		15歳未満	15歳以上	計		
18		0	296	296	125	421
19		0	323	323	169	492
20		0	351	351	136	487
21		0	319	319	138	457
22		0	296	296	150	446

第3節 健康被害の予防

健康被害予防事業は、大気汚染の影響による健康被害を予防し、地域住民の健康の確保を図るために実施するもので、新補償法に基づく新たな事業である。

本市では、昭和63年4月から、ぜん息患者等を対象とする健康相談、健康診査などの環境保健事業や、地域の大気環境改善のために行う大気浄化植樹、低公害車普及などの環境改善事業を行っており、平成22年度に実施した事業は、次のとおりである。(表 - 162)

表 - 162 健康被害予防事業実施状況(平成22年度)

(環境保健事業)

事業名	実施回数(回)	実施場所
健康相談事業(乳幼児)	17	尼崎市保健所
健康相談事業(一般)	49	尼崎市保健所
健康診査事業(乳児)	114	各地域保健担当
親と子の健康回復事業	1	県立新たんば荘
あまっこ水泳教室	368	市民健康開発センター・ハーティ21